

新入学学用品費の入学前支給のご案内

古河市教育委員会では、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を行っており、その一部である「新入学学用品費」の入学前支給を実施しています。入学前支給を希望される方は下記のとおり申請してください。

◆申請対象

- ・令和7年2月1日現在で古河市内に居住している方
 - ・令和7年度古河市立の小学校へ入学する方
 - ・古河市における就学援助の基準に該当する方
- ※就学援助基準はホームページに掲載しております。
※生活保護を受給されている方は除きます。

◆申請期間

令和7年1月6日（月）から1月17日（金）【郵送可・必着】

◆申請方法

申請書に記入のうえ、必要書類を添付して教育総務課に提出

※申請書は教育総務課の窓口にて用意しております。またホームページからダウンロードして、ご利用いただくことも可能です。必要書類についてはお問い合わせください。

◆支給額・支給時期等

支給額：57,060円
支給時期：令和7年2月
支給方法：保護者の口座に振込

◆注意事項

- ・今回の入学前支給を受けた方は、入学後就学援助の認定を受けた場合の「新入学学用品費」は支給されません。
- ・上記申請期間後に申請された方は、入学後に支給になります。（4月1日に認定になっている場合のみ）。
- ・支給後に転出された場合、返金は求めませんが、転出先自治体には本市で新入学学用品費の入学前支給を行った旨を通知します。

